

認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用の取り扱いについて

(昭和60.12.9 60構改B第1685号) (平成10.2.20 農第789号) (平成23.5.11 農第136号)

認定電気通信事業者が有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）若しくは中継施設又はこれらの施設を設置するために必要な道路若しくは索道の設置については、農地法上転用許可が不要であるが、中継施設に係る農地転用については、農地転用許可基準に即した農業上の土地利用との調整を行うため、許可権者に対し事業計画の説明を行い所要の調整を図ることとし、次のとおり協議を実施すること。

1 協議手続

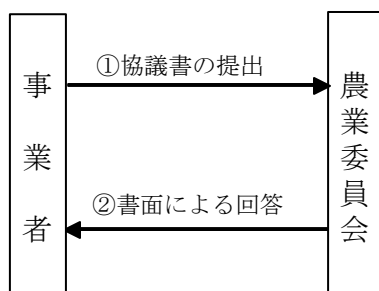
- (1) 認定電気通信事業者（以下、事業者という。）は、農業委員会に協議書（参考様式第19号）を提出する。
- (2) 農業委員会は、協議書の提出があった場合は、許可権者が県知事または町村長の場合は、意見書（参考様式第20号）を付して進達し、許可権者が農業委員会の場合は、異議がない旨又は意見（参考様式第21号の1～2）を事業者に通知する。
- (3) 県知事または町村長は、協議書及び意見書等を審査し、異議がない旨又は意見を事業者（農業委員会経由）に通知する。

2 協議書添付書類

- (1) 事業計画書（参考様式第22号）
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 認定電気通信事業者許可状の写し
- (4) 位置図
- (5) 土地利用（事業）計画図
- (6) 施設の計画平面図及び立面図
- (7) 土地登記事項証明書
- (8) 公図
- (9) 土地選定理由書
- (10) その他参考となる資料
(隣接農地所有者等への説明経過書、契約者が同意していることが分かる書類 等)

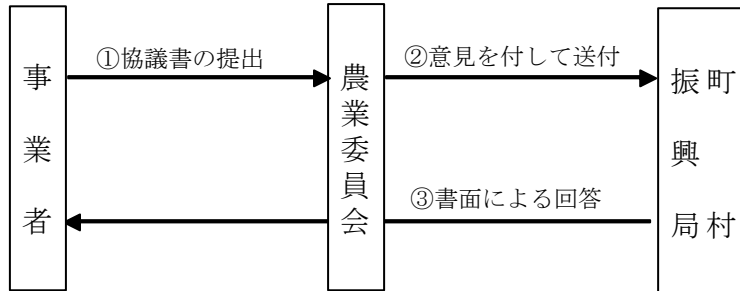
3 手続概要図（※農地面積2ha以下）

①町村農業委員会（太地町、北山村を除く）の協議



※協議書の提出部数（正本1部）

② 県知事、町村長（太地町、北山村）の協議



※協議書の提出部数（2部）

県・町村・・・1部（正本）

農業委員会・・・1部（副本：写し可）

4 留意事項

(1) 転用許可を得て事業が行われた土地、又は、転用許可が不要である国・地方公共団体により事業が行われた土地で、現況が農地ではないが、地目が農地のままである土地へ中継施設等を設置する場合については、当該協議は不要とする。

(2) 空中線系設置に係る届出

ア 中継施設以外の施設については、必ずしも事前の調整を必要とするものではないが、農業上の土地利用につき不都合が生じないようにするため、協議書による処理を行うこととする。

ただし、転用面積が6㎡以下である無線基地局の設置については、事業者から「設置しようとする無線基地局は空中線系である」旨の書面の添付がある場合は、届出書により取り扱うことができるものとする。（参考様式第23号）

※平成23年5月11日付農第136号農林水産総務課長通知以前に本県から空中線系であることの確認を受けた無線基地局については、書面の添付を要しない。

イ 届出書については、原則、受け取るのみとする。

ただし、事業者より申し出があれば、受付印を押印した写しを事業者に提供する。

ウ 添付書類については、協議書に準じたものとする。